

## 平成29年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
  - 第 2 決算審査特別委員会設置
  - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
  - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
  - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
  - 第 6 常任委員会議案付託
- 

### 本日の会議に付した事件

追加日程 参考人の出席要求に関する件

- 日程第 1 議案質疑
  - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
  - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
  - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
  - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
  - 日程第 6 常任委員会議案付託
- 

### 出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁	7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄	9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保	11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作	13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳	15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎	17 番	滑 川 公 英

18番 木内 欽市  
20番 林 俊介  
22番 林 正一郎

19番 佐久間 茂樹  
21番 高橋 利彦

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	伊藤 義隆
行政改革 推進課長	小倉 直志	総務課長	飯島 茂
企画政策課長	阿曾 博通	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	遠藤 茂樹
健康管理課長	木内 喜久子	社会福祉課長	角田 和夫
子育て 支援課長	小橋 静枝	高齢者 福祉課長	浪川 恭房
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	加瀬 寿勝	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	佐瀬 史恵
生涯学習課長	高安 一範	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員 事務局長	高木 昭治	農業委員会 事務局長	相澤 薫

---

説明のため出席した参考人

地方独立行政法人  
総合病院国保旭  
中央病院事務局長

菅谷 敏之史

地方独立行政法人  
総合病院国保旭  
中央病院経理課長

松浦 豊

---

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳

事務局次長 花澤 義広

---

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日は議案質疑を行います。議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画の変更に係る認可について質疑の通告がございました。

おはかりいたします。参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎追加日程 参考人の出席要求に関する件

○議長（佐久間茂樹） 参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画の変更に係る認可についてに関しまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、松浦豊経理課長を参考人として出席を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、松浦豊経理課長を参考人として出席を求めることに決定いたしました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

参考人として、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、菅谷敏之史事務局長、松浦豊経理課長に出席をいただいております。参考人は、発言の際は、その都度議長の許可を得て発言いただきますようお願いいたします。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案第1号の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計決算の認定について質問をいたします。

まず、17ページ、1款にございます市税の不納欠損額について、市税のところにあります市民税、それから固定資産税、軽自動車税、都市計画税の不納欠損額の具体的な内容と昨年と比較しての状況についてお尋ねをいたします。

次に、39ページ、1項1目財産収入の収入未済額についてであります。財産貸付収入の収入未済額が229万2,808円となっておりますが、この具体的な内容をお尋ねいたします。

次に、47ページ、5目にごございます雑入の収入未済額についてでございますが、雑入の収入未済額が1,504万12円となっております。この未収金の具体的な内容と理由に関してお尋ねをいたします。

同じく47ページの20款市債についてでございますが、予算現額が34億8,250万円であるのに対し、収入済額が24億8,890万円であります。予算と収入済額の差が約10億円もある状況ではありますが、その理由をお尋ねいたします。

次に、87ページ、備考欄の3、市民まちづくり活動支援事業について伺いますが、補助金の交付先の団体や活動内容の詳細をお尋ねいたします。

同じく87ページ、備考欄6、コミュニティバス等運行事業についてでありますけれども、事業全体の総経費と、それから利用者数をお尋ねいたします。

次に、253ページ、備考欄3にございます消防車両整備事業について、車両購入費2億6,911万7,900円とありますが、補足説明でこれは主にはしご車の購入とのこととございました。この整備車両は今後何年間使用する予定で、また以前使っておりましたはしご車はどのようにするのかお尋ねをいたします。

議案第1号、以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、P17、市税の不納欠損額について、税目別にその額と前年度との差を申し上げます。

個人市民税、不納欠損額が4,498万434円、前年度との差が1,541万7,798円、法人市民税337万6,343円、前年度との差がマイナス139万4,997円、固定資産税8,915万3,208円、前年度との差が4,196万5,617円、軽自動車税323万9,040円、前年度との差が111万8,297円、都市計画税が777万6,592円、前年度との差が364万2,687円でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からは、ご質問の中の3点、お答えを申し上げます。

まず、1点、39ページの財産貸付収入の収入未済額についてでございます。

財産貸付収入の収入未済額229万2,808円の内容は、普通財産の土地貸付料、これは個人の住宅用の敷地分でございますが、それと市営住宅、雇用促進住宅にあります駐車場の使用料、これの未済額であります。

その内訳としまして、普通財産の土地貸付料の未済額が203万5,408円、市営住宅や雇用促進住宅の駐車場使用料の未済額が25万7,400円であります。人数としましては、普通財産のほうが15人、駐車場のほうが8人でございます。

以上でございます。

それと次に、47ページ、雑入の中の未済額でございます。金額1,552万8,668円の具体的な内容ということでございましたが、一番大きなものとしまして自立支援給付訓練等給付費返還金、これが1,470万280円となっております。これでございますが、以前福祉作業所を運営しておりました旭市手をつなぐ育成会の元代表が起こしました不正請求によります詐欺事件の損害賠償金を返還請求しているものについて、いまだ返ってきていない分でございます。

そのほかは、金額はわずかでございまして、生活保護費等の返還金等でございます。

三つ目です。同じ47ページの市債について、予算額と収入済額の差が10億円あるということについてのご質問でございます。

市債は予算現額、先ほどもございましたが、34億8,250万円に対して調定、収入済額がともに24億8,890万円でございます。10億円の減となっているところでございます。この減となった理由でございますが、ほとんど合併特例債でございまして、それを財源とした事業、これにつきまして起債対象事業費、これが確定によって減ったこと、あるいは事業を翌年度へ繰り越した、そういったことによりまして10億円の差が生じているものでございます。

財政課からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から（5）、87ページ、市民まちづくり活動支援事業、19節市民まちづくり活動支援事業補助金についてご説明いたします。

市民まちづくり活動支援事業は、自主的で創意あふれる事業を行う市民まちづくり団体に対し、市民との協働の促進を図るため補助金を交付するもので、平成21年度より開始いたしました。平成28年度はスタート支援事業として1団体10万円、ステップアップ支援事業として7団体へ156万2,000円を補助しております。

その団体名と活動内容ということですので、順次お答えいたします。

まず、スタート支援事業ですけれども、1団体、高橋順子を囲む会に対して、事業としては旭いいおか文学賞「海へ」に対して10万円を補助金交付しております。

続いて、ステップアップ支援事業ですが、Live King実行委員会の団体に対して、旭Live King 2016という音楽イベントに対して19万2,000円。

続いて、旭3S運営委員会の団体に対して、旭学び助成金について15万5,000円補助しております。

続いて、あさひ物産市、旭の資源を有効活用し商品化を目指す事業に対して30万円補助しております。

続いて、T O S S 東雲の団体に対して、旭市子ども観光大使育成事業について15万円。

続いて、飯岡市さん会、座頭市物語文学碑建設5周年碑前祭の事業に対して30万円。

続いて、石笛の里プロジェクトに対して、石笛の里プロジェクト事業について24万3,000円。

最後に、サニースマイルクラブの団体に対して、健康意識と知識を高める事業について22万2,000円の補助をしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは87ページ、コミュニティバス等運行事業について回答させていただきます。

コミュニティバス運行事業の全体の総経費ということでお話がございました。これは6,043万4,222円ほどかかっております。利用者数につきましては8万8,031人で行いました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、車両購入のはしご車についてご説明いたします。

はしご付消防自動車30メートル級でございますが、株式会社モリタ製でございます。事業費は1億9,894万7,200円でございます。はしご車の仕様についてですが、今後の更新でございますが、安全基準により17年使用を予定しております。

なお、前のはしご車の処分につきましては、市内業者に処分を委託したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再質問させていただきたいと思いますが、まず、17ページの1款市税の不納欠損額についてでありますけれども、地方交付税交付金が減額をされる中で、一般財源等をしっかり確保しなければならない状況でありますけれども、市税というのは貴重な自主財源であるのにもかかわらず、1億5,000万円ほど不納欠損としています。税の公平、平等などからどのような徴収対策を行って、このような不納欠損としたのかを伺いたいと思います。

次に、39ページ、1項1目の財産収入の収入未済額についてでございますけれども、今後の徴収方法と対策をどのように行うのか、具体的に伺いたいと思います。

次には、47ページ、5目でございます雑入の収入未済額についてでありますけれども、こちらも今後行う徴収方法と対策をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

同じく47ページの20款市債についてであります。繰越明許などの理由であればいいんですよ。そうでなくて、予算編成上、起債額が減少したのであれば、補正等で減額をしていただいて議会に説明すべきと考えますが、担当課の見解をお伺いしたいと思います。

次に、87ページ、備考欄3にあります市民まちづくり活動支援事業についてでございますが、この事業の成果を聞きたいと思います。事業の成果と、今後市民への周知だとか継続性、そのあり方についての考えを伺いたいと思います。

次は、87ページのコミュニティバス等運行事業についてでありますけれども、運行経路の見直しについてだとか、夏季シーズン、それから土日、祭日等も運行方法を担当課としてはどのように感じているのかを伺いたいと思います。

それから、253ページの備考欄3にあります消防車両の整備事業についてでございますが、新たにはしご車を整備したことにより、以前使っておりました前のはしご車は処分したとのことですが、その処分の方法、協議をしたとか、その処分の方法だとか金額についてを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 17ページの不納欠損につきまして、どのような徴収対策を行っているかのご質問でございますが、滞納者に対しましては、徹底的な財産調査を行いまして、預貯金、給与、生命保険等の差し押さえを実施しております。

また、消費者金融等に借入れがあったような場合には、過払い金が生じていないかどうかということで、過払い金の徴収ということで行っております。

ただ、差し押さえする財産がない場合に納付相談とか生活状況を調査した上に、担税能力や換価できる財産がないということで、状況に応じて時効の5年を待たずに3年の執行停止や即時消滅という手続きをとっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 39ページの財産収入について、今後の徴収方法ということでのお尋ねについてお答えを申し上げます。

これは財産貸付収入に限らず、ほかの債権についても言えることだと思いますけれども、一にも二にもきめ細かく対応していくことかなと思っております。そのまず一つとしまして、滞納者の実態をまずきちんと調査する。それに当たりましては、ほかの債権とも連携をしながらきちんと実態を調査して、担税といえますか、負担の能力がない者については、場合によっては落としていくということも必要かと思っております。

一方で、納められるのに納めていないというような実態があれば、その方たちに対しては、訪問してきちんと催促を促すというのもございますし、あるいは最終的には法的な措置をとる、そんなことを行っていくことが肝要なかなと思っております。

以上です。

○**議長（佐久間茂樹）** 社会福祉課長。

○**社会福祉課長（角田和夫）** 社会福祉課のほうからは、P47、雑入の収入未済額について回答します。

徴収をどのように考えているのかということですが、雑入の収入未済額は、自立支援給付訓練等給付費返還金の1,470万280円は、NPO法人旭市手をつなぐ育成会の元代表によるあじさい工房不正請求による詐欺事件の損害賠償金で、本人の弁済額を差し引いた残額であります。これについては、引き続き、催告書の送付を行うなどし、納付の要請を行っていきたいと考えております。

以上です。

○**議長（佐久間茂樹）** 財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 47ページの市債について、予算と決算がこれだけ乖離するのならば補正予算書としてきちんと示すべきではないかというご質問がございました。

おっしゃられること、よく分かります。ただ、実態を申し上げますと、仮に補正予算として3月補正予算が最後の時期になろうかと思っておりますが、その調整をするのは1月末ということになります。1月末の時点ですと、まだ事業費のほうはかなり変更がその後予想されますので、なかなか最終的な額を出すのが難しいというところがございます。それは繰り越しになる部分もあったり、実際どのくらいできるかというのもありますので、編成の時期をにらむ中でなかなか補正予算として出しにくい。もしお出しするとすれば、きちんとした数字を出さなければいけないのですが、そのきちんとした数字が3月補正を編成する時期にはなか

なか難しいということで、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、87ページの市民まちづくり活動支援事業について、その成果と周知方法、そして継続性についてご質問がありましたのでお答えいたします。

成果といたしましては、まず市民まちづくり団体がそれぞれ育成されてひとり立ちできるようにということです。まず市民まちづくり団体が育成されていると。続いて、イベント等の開催によりまして、その地域や、また旭市全体についてある程度活性化されていると。そうした事業によりまして、市民との協働が推進され、まちづくりが進められていると考えております。

続きまして、周知方法ですけれども、広報において募集するのはだいたい年2回やっておりますので、広報あさひでの周知、そしてあとホームページでも併せて周知を行っております。

最後に、継続性ですけれども、平成21年から始めましていまだ継続しております。まだ申し込み等続けておりますので、当面はこのまま継続していく予定であります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからコミュニティバス等運行事業の中で土日等を含め運行経路をというお話でございました。

これにつきましては、本年、市では地域公共交通網計画の策定のための委員会を開催しております。これは運行业者、鉄道、路線バス、タクシー等の業界からの代表者と学識経験者、住民代表、社会福祉協議会の役員方等を含めまして構成されているものです。

この委員会の中で今年協議をして、将来の旭市の公共交通網のあり方についての検討をしているところでございますので、その辺の意見を待ちたいということで考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、はしご車の処分についてでございますが、はしご車の処分は市内の3者の業者の見積もり合わせによりまして62万6,400円で売却処分をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、第1号議案について、何点か質問します。

まず、49ページ、臨時財政対策債でございますが、ちょっと前段から入らせていただきたいと思いますが、平成28年度の一般会計において剰余金が約15億7,000万円ほど出たわけでございます。

そんな中で、臨時財政対策債、これを9億円借りたわけでございますが、前年も大きな剰余金が出ている中で、2年にわたる剰余金が出た要因についてお尋ねをします。

そういう中で臨時財政対策債を借りる理由、それと臨時財政対策債は全額交付税措置され有利だということですが、28年度の借り入れ可能額、またその借り入れ可能額を全額借りないのであれば、その理由。そして、臨時財政対策債を借りないときは交付税措置はされないのか、その辺をお尋ねします。

次に、75ページ、企画事務費計画策定支援業務委託料500万円ですが、計画というのは内情を知っている人でなければ作っても、ただ絵に描いた餅になってしまうわけでございます。そして、この仕事をするに対して、ただ委託料ということでございますが、これは私は人件費の一部だと思います。

そんな中で、企業においてはこういう計画というのは業務委託するということは全くないわけですよ。それをなぜ市はやらなければならないのか、業務委託を。

そんな中で、こういう業務委託がたくさんありますので、その辺を各課は答弁いただきたいと思います。

次に、99ページ、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金1,000万円でございますが、これはマイナンバーカードの発行に伴う経費だと思いますが、現在までの交付状況についてお尋ねします。

次、111ページ、地域福祉計画策定支援業務委託料290万円、これも先ほどのような答弁をいただきたいと思います。

それから、119ページ、障害福祉計画策定支援業務委託料270万円、これも同様の答弁をいただきたいと思います。

それから、151ページ、生活保護扶助費、その中で医療扶助費が3億4,800万円ほどあるわけでございますが、生活保護費の半分を占めているわけでございます。この生活保護費というのは、年々増えていまして、その中で医療費ですか、これは一般の人と比較してどのよう

な結果になっているのか。

また、県はジェネリック、後発医薬品の使用促進を進めていますが、旭市は最も高くなっております。低い市町村の約3倍となっております。そんな中で、生活保護者の方々のジェネリックを一般の保険者の方と比較してどうなっているのかお尋ねします。

次に、161ページ、総合事務組合退職手当負担金清算金、これは中央病院へ行く分でございますが、これが20億円ほどあります。企業においては退職金の積み立ては必須でございます。本来なら、退職金として積み立てをするものを、中央病院としてなぜ運営交付金の債務として処理しているのか。本来なら退職金として積み立てるべきものだと思うんですが、そういう中で、あそこは市の直接の管轄でありませんで、市として把握している範囲内で答弁をいただきたいと思います。

次に、169ページ、環境基本計画策定業務についても、これは内容についてお尋ねします。

171ページ、東総地区広域市町村圏事務組合負担金4,900万円でございますが、これは広域ごみ処理施設建設のための負担金だと思いますが、算出の根拠と額、また平成28年度までの負担額についてお尋ねをします。

次に、197ページ、地域農業経営再開復興支援事業委託料について61万5,000円、これについてお尋ねします。

225ページ、道路橋梁事務費委託料について970万円、この内容についてお尋ねします。

227ページ、道路維持補修事業費1億8,200万円、道路は今簿価で250億円ほどあると言われておまして、耐用年数は48年、ざっくり計算しても年5億円は改修費に使わなければならないと思うわけでございますが、その市民の要望に対応するには今17年かかると言われておりますが、それが半分以下の1億8,200万円では期間が延びるとも短くはなりません。そこで、この事業は何を根拠にこのような金額になったのかお尋ねします。

次に、237ページ、都市計画基礎調査等業務委託料264万円についてお尋ねします。

次に、263ページ、津波避難施設整備事業、公有財産購入費7,100万円ほどでございますが、この取得面積と平米当たり単価についてお尋ねします。

以上で、1号議案の質疑の1回目を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、49ページの臨時財政対策債についてお答えを申し上げます。

ご質問の中で4点あったかと思えます。順次お答えを申し上げます。

まず、一つ目のなぜ借りるのか、その借りる理由ということでございました。そのご質問の中で、剰余金が多いのにとこのようなお話もございました。確かに議員、前にもおっしゃっていましたが、平成27年度の決算につきましては実質収支が24億6,000万円ほどございました。今回28年度の決算について実質収支は15億7,000万円ということで9億円減っております。この15億7,000万円をどう考えるかということでございますが、そんなに多くはないのかなとは思っております。

本題の借りる理由ということでございますが、前にもお答えしたのと重複するかもしれませんが、臨時財政対策債につきましては、借りる手続きについて年度の中である程度早い段階で手を挙げるといのがございます。決算見込みがなかなか難しいという中で手を挙げなければいけないという事情がございまして、その時点で手を挙げたために、今回平成28年度につきましても借りているという実態でございます。

二つ目の発行可能額でございます。これにつきましては、9億4,470万9,000円でございます。実際に発行した額は9億円でございます。

その発行可能額に対して発行額が9億円と少ない理由でございますが、先ほど早目に手を挙げるということを申し上げましたけれども、その時点でも少しでも圧縮したいということで見込む中で、1億円未満の端数については抑制できるのではないかとということで9億円としたものでございます。

四つ目でございます。借りない場合に交付税の算入がどうなるのかということでございました。臨時財政対策債につきましては、借りない部分につきましても地方交付税の中で算入されます。具体的には今回で申し上げれば、9億4,470万9,000円を借りたものとして計算がされるものです。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから75ページ、企画事務費の計画策定支援業務委託料についてお答えいたします。

なぜ職員だけでできないのかということでございました。生涯活躍のまちの形成については、導入機能が多方面に及ぶこと、事業手法や先進地事例の情報収集や研究など特殊性、専門性が非常に高いものと認識しております。多様な情報が必要になることから、合理的かつ効率的な事業効果を見込むため、そういった情報やノウハウを持つ業者に委託する必要がある

と考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から99ページ、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金についてお答えいたします。

この交付金は、平成27年度に開始しましたマイナンバー制度に係る通知カード・個人番号カードの交付金です。

議員ご質問の現時点でのマイナンバーカードの交付状況ということで、平成29年7月末現在になりますが、現時点で4,996枚となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課から、3点回答いたします。

初めに、地域福祉計画の策定支援業務委託料について、なぜ職員ができないかということでございますけれども、地域福祉計画の策定支援業務委託料についてご回答いたします。決算書では111ページになります。

3款1項1目の社会福祉総務費の備考欄3の地域福祉計画策定事業委託料で、地域福祉計画策定支援業務委託料291万6,000円でございますけれども、内容としましては、平成27年度末に策定いたしました旭市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に係る委託料となります。

地域福祉計画は、社会福祉法の第107条の規定により地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するために人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すため、理念と仕組みを作る計画で、市町村が行政計画として作成することとなっております。

本計画の最上位計画である本市の最上位計画であります国土強靱化地域計画や、まちづくりの指針であります旭市総合戦略の個別計画として位置づけています。

市の地域福祉を進める上で、同じ方向を目指し連携していくことが重要であることから、社会福祉協議会が策定する民間計画、地域福祉活動計画と一体的に作成いたしました。計画期間は29年度から33年度までの5年間としております。

本計画の策定支援業務ですけれども、地域福祉は高齢者福祉計画や障害者計画などの各種福祉計画の一部を含んだ計画として位置づけられており、その策定支援にはあらゆる福祉分野に精通していることが必要となります。

委託業者の選定については、その専門的な知識と関連業務に実績のある業者に公募型プロポーザル方式としていたしました。専門的な知識と経験、並びに他自治体においても豊富な業務実績を有する民間事業者の支援を受けることで、より効果のある計画となるよう事業を実施いたしました。

二つ目の119ページの障害福祉策定支援業務委託料について回答いたします。

この障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく当該市町村における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられるもので、本計画は本市における障害福祉施策の基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

本計画の策定支援業務ですけれども、近年、障害のある方を取り巻く環境は、障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改正をはじめとして、障害者虐待防止法、障害者雇用促進法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法といった障害者施策に関する法整備が進み、大きく変化しており、その策定支援にはそれらの動向を踏まえ、かつ障害者福祉分野に精通していることが必要となります。そのため、策定支援業務は専門的な知識と経験、並びに他自治体においても豊富な業務実績を有する民間事業者の支援を受けることで、より効果的な計画とするため民間事業者への委託としました。

以上です。

引き続き、三つ目の生活保護費の医療扶助について回答いたします。質問では、一般の人と比較して医療費、どうなのかと。あと、ジェネリックについてはどうかという質問でございました。

生活保護扶助費の医療扶助の具体的な内容になりますけれども、医療扶助費3億4,807万4,229円でございますけれども、生活保護扶助総額のうち約5割を医療扶助が占めております。内容としましては、平成28年度は年度平均で、入院患者20人、外来通院324人の被保護者に対して、毎月医療扶助を支給しました。ということで、実際、生活保護の受給者については、高齢者世帯だとか傷病者だとか、あと身体障害者というふうな形で、そういうふうなハンデを背負っている方が多い関係で、一般の方と比べて医療費の総額も高くはなっているとは考えております。

あと、ジェネリックについてですけれども、平成27年4月1日から生活保護受給者は後発医薬品の使用が可能である場合にはその使用が原則化されたため、市では医療機関や薬局に対して使用促進の要請をしております。

旭市での医療全体の使用割合は88.6%となっております。ちなみに県平均は72%、国平均は72.1%となっております。ということで、ジェネリックの割合は県内でも上位であります。

今後もジェネリックの利用については利用促進の取り組みを続けていきたいと思っております。

すみません、ジェネリックの利用割合で、国民健康保険のほうについては79.3%というふうな形でございました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから161ページ、総合事務組合退職手当負担金清算金についての処理について市として把握しているのかということでございました。

これは公営企業時代の退職事務組合脱退に伴う清算金20億5,800万円の件ですが、これは本中期計画中の4年間の各年度に振り分けている、収入とするということに法人のほうではしております。これは、各年度に支払う退職金が4年間の今年は何%に想定しているのかということで、20億5,800万円を各年度に分けて収益に反映するという方法をとって計算したということで聞いております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは169ページ、環境基本計画策定業務委託料について、なぜ業務委託しなければならないのかというご質問にお答えします。

環境基本計画は、旭市総合戦略を環境面から推進していく計画であり、市を取り巻く環境問題に対処し、環境保全の長期的な指針となるものでございます。委託料は577万8,000円、履行期間は平成28年5月3日から平成29年3月21日でございました。

計画の策定業務におきましては、環境行政における国や千葉県の動向、また関係法の改正状況、市の上位計画等との整合性などの調査、そういった専門的な知識、またノウハウが必要でございますので、環境部門の専門知識と実務の実績のある業者に業務委託したものでございます。

職員が専任して取り組めば環境基本計画を策定することは可能とは思いますが、しかしながら、計画策定ともなりますと短期間で策定できるものではなく、また通常行っている業務に上乘せすることになりますので、環境課の職員数と業務量を考慮した場合、民間業者の豊富な情報量、専門的な知識を取り入れて業務委託することでよりよい計画策定が可能と考えたものでございます。

続きまして、171ページ、東総地区広域市町村圏事務組合負担金につきましてお答えいたします。

まず、算出の根拠と額ということでございます。平成28年度の東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理施設建設費の3市の負担金額は合わせますと1億3,682万9,000円でございます。そのうち旭市の負担率は36.38%、負担金は4,979万1,000円でございます。

昨年度の主な業務といたしましては、広域ごみ焼却施設建設に係る基本計画等総合支援業務、広域最終処分場建設に係る基本計画等総合支援業務など委託業務5本が主なものでございます。

平成28年までの負担額ということでございます。この一般廃棄物処理施設建設費負担金につきましては、平成19年度から東総広域事務組合で一般廃棄物処理施設を建設するため必要な経費の負担ということで始めたものでございまして、28年度までの合計10年間の旭市の負担金の合計は2億1,587万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、197ページ、備考欄17、地域農業経営再開復興支援事業の計画策定支援業務委託料についてお答えいたします。

この委託料は、震災後の平成25年3月に作成いたしました旭市経営再開マスタープランの更新作業のうち農地利用図面の作成業務を委託したものでございます。このマスタープランは、地域の担い手の育成及び農地の集積化を図ることを目的に地域ごとに策定する将来的な営農計画で、具体的には市内の認定農業者、約800経営体の全ての耕作地を調査しまして地図上に表示をしたものです。この計画を作成することによりまして、計画に登載されました経営体は農業資金の借り入れ、利子の優遇措置等の支援を受けることができます。

このプランは、国の指導に基づき例年、更新作業を行っておりますが、業務委託をいたしました農用地利用図には、認定農業者の変動をはじめ、農地の売買や利用権の設定、また土地の分筆、地目変更などさまざまな異動を反映するとともに、経営体ごとに耕作地が判断できるよう色分けをして表示する必要があるため、事務量が非常に多いため業務を委託したものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから225ページの道路橋梁事務委託料について、

まずその内容はということです。

金額が974万7,000円でございます、まず一つが道路台帳整備委託料でございます。これについては、道路法の32条に基づく占有物件の管理システム導入に係るものでございまして、内容がハードウェアの機器の導入とか、従前のデータの新システムへの移行作業等を行う業務でございます。

今までは職員の作成によるシステムで運用してまいりましたが、しかしながら、管理物件の増加、データ更新作業、添付資料の検索等、システム対応の能力等の問題から今回、委託に至ったものでございます。

次に、二つ目が道路台帳の関係でございます。道路台帳の関係につきましては、道路法の28条により市が整備すべき台帳の補正業務でございまして、平成27年度までに実施しました道路改良工事等による区域や形態の変更、それと新規の認定路線、そのようなものの台帳等のデータを補正するものでございます。

続いて、227ページ、道路維持補修事業についてということでございます。何を根拠になったのかというご質問でございます。これについては、たびたびご質問を高橋議員のほうから受けております。同じような回答になりますが、よろしく申し上げます。

緊急性とか利用状況、地域間のバランス、地元の意向、他事業との関係等、複数の要因を考慮しまして事業を実施しているところでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課のほうからは、237ページの都市計画総務事務費、備考欄13、委託料、都市計画基礎調査等業務委託料について、なぜ業務委託しなければならないかというご質問にお答えいたします。

内容につきまして簡単に説明させていただきます。都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条第1項の規定によりまして、5年に1回実施をしている基礎調査であります。調査の内容ですけれども、土地利用の現況調査、それから建物調査、都市施設の利用計画及び公害と災害の発生状況などの調査を実施いたしました。

調査項目には、過去の調査結果等含めまして多岐にわたるデータと十分な情報の整理及び集計等が必要でございまして、これで現状を把握し、今後の都市計画の施策の検討において活用可能な各種の収集データの検証を行いながら、既存の都市計画情報システムの効果的な稼働を図るということも必要でございましたことなどを考慮いたしますと、業務委託として

発注したことは適切であったと、やはり専門的な知識と経験が必要な業務であったというふうに考えております。

都市整備課から以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ご質問、最後の回答になります。263ページ、津波避難施設整備事業の公有財産購入費について、取得面積と購入単価はという質問に回答させていただきます。

まず、面積でございますが、全体で1万1,184平方メートル、うち田が4,905平方メートル、畑が6,279平方メートルでございます。購入単価につきましては、田が1平方メートル当たり5,700円、畑が1平方メートル当たり6,900円でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑を行います。

ここで、執行部に申し上げます。

議事運営の能率を図る上から、答弁者は明確かつ簡潔な答弁をされますようお願いいたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

まず、49ページの臨時財政対策債でございますが、決算の時期とそれから借り入れ、申し込みの時期が差があるということでございますが、一般的には災害とか何とかあれば、これはまた別なんです。しかしながら、だいたい前年度の予算を踏襲してやっているわけなんです。そんな中で、何で15億円も余すのか。これでは、ただその時の首長が、いや、俺の時には基金、これだけ積んだんだよというPRのためだと思ふんです。

それと同時に、これは当然借りなければ後に交付税措置されるわけですよ。そんな中で、交付税を前倒しにして使っていると同じなんです。財政効果でこれだけ、節約してこれだ

け残したということにはならないわけですよ。その辺をどう思うのか。

それから次に、75ページの企画事務費、計画策定業務委託料ですか。これは各課に同じようないろいろ答弁されています。事業をやるのに自分らでどんなことをやっていいか分からない計画、こんなに立派な能力のある職員の方々がいて何でできないのか。

それで、これは職員のみならず、業者に任せるということは職員の定員適正化計画にもかかわってくるし、また人件費の問題にもかかわってくるわけですよ。これは人件費じゃないから、皆さん方は人件費節約しますということではありますが、一般的に見たら、これは人件費の一部なんですよ。

そんな中で、計画ですか、計画だけは立派な計画書でなくてもいい。実行できるような計画、それを作っていただきたいと思います。

それから、次の99ページ、通知カード・個人番号カードについてでございますが、いまだ5,000件ですか。まだ1割にも満たないという中で、なぜそういう結果になっているのかお尋ねします。

次に、151ページの生活扶助費の問題でございますが、生活保護者の医療費については、よくマスコミでもいろいろ言われるわけでございますが、一般の健康保険から見たら、3倍弱多くかかっているというような話もあるわけですね。それとまた、ジェネリックですか、旭市の国保はいい結果を出しているわけですよ。

そんな中で、やはり生活保護者の方々にも医療費の抑制、その指導は十分していただきたいと思います。そういう中で、どんな計画があるのか、考えがあるのか、お尋ねします。

次に、161ページ、総合事務組合退職手当負担金清算金でございますが、本来であれば、事務組合から約20億円が市に返ってきて、それが中央病院へ行くわけでございますが、中央病院は企業会計でやっている中で、今までとは違って、本来なら退職給与引当金を積まなくてはならないわけですよ。これでは、まやかしの経理ということで受け取られてもしょうがないと思うんです。

本来であれば、退職給与引当金として、来たものをそのまま積む。そして最終的には企業と同じように退職給与引当金を積まなかった場合、じゃ、どうなるのか。払えないと思うんですよ。そういう中でどういうふうに考えているのか。

それから、171ページの東総地区広域市町村圏事務組合負担金でございますが、今までにかなり旭市としても負担金を拠出しているわけでございますが、そういう中で今、広域処理の施設ですか、その建設に当たって暗雲が漂っているという話を聞いているわけなんです。

そんな中で、この前、市長、腹を割って話をしている、それから3市の市長と意思の疎通を図っているということでございますが、最終的には銭金の問題なんですよ。そんな人情論ばかりではいけないわけでございます。

そういう中で、一つ、市長、あそこの建設に当たっての一番のトップなんですね。これだけ今まで経費使っている中で、またこれでごみ処理施設ができないとなったら、市長にも大きな責任があるという中で、市長にこの現状についてお尋ねします。

それから、227ページ、道路維持補修事業でございますが、先ほど課長は地域のバランスとかいろいろ云々言っていました、何で市民の要望を取り入れることができないのか。市民あっての行政なんですよ。ちょっとそれではお粗末過ぎるんだと思いますが、特に28年度の決算だって15億円も残しているわけでしょう。何でこれを使えないのか。

それで、道路の資産、幾らあるか分かっているわけですよ。しかしながら、財政でも、いや、どれだけ補修する部分があるか分からない。分からないというのは、金額で分からないと。そういう全く私らには考えられない答弁するわけですよ。やっぱり道路をどれだけ補修要望が出ているか、金額はつかまなくてはならないと思うんですよ。

250億円と言いますけれども、これは昔、例えば今舗装、平米1万円かかるのを、昔だったら1,000円でできたかも分からない。そんな中でこの資産というのは、250億円じゃなくもずっと上がっているわけなんですよ。

そんな中で、先ほどもちょっと答弁には私はなっていないと思うんですが、何を根拠に、250億円という数字があるわけですから、そんな中で何を根拠に予算を組み、事業したのか、その辺をお尋ねします。

それから、263ページ、津波避難施設事業、公有財産購入費についてであります、私もびっくりしました。田で平米5,700円。そうしますと、畑で6,900円、690万円ですね。今の時価からしたら10倍以上なんですよ。

これは土地家屋調査士ですか、この鑑定の結果だと言えればそれまでかもしれない。しかしながら、土地家屋……

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) 不動産鑑定士、不動産鑑定士は、やはり実態を把握しない、ただ買ひ人側の意見に従って鑑定しているんじゃないかと思うんですが、そのほうが鑑定士も自分で実入りがあるわけなんですよ。その辺はどうなっているのか。

これで、2回目の質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債に絡みまして、2点ご質問があったことについてお答えをいたします。

まず、なぜ15億円も余しているのかというご質問がございました。

結果としてそのような決算になったと言うほかはありません。今現在、この旭市、震災の復興の事業も進めてまいりましたし、合併特例の関連の事業も多々行っております。そうした中で、なかなか最終的な決算の見込みが立てにくいという面もございまして。もちろん精査できるように財政としましても進めているところではございまして、結果としまして15億円という数字になったところでございまして。

ただ、先ほども申し上げましたが、その前の年の24億円よりは9億円減っているというところをご理解を賜ればと思っております。

もう一つ質問がございました。後で交付税に算入されるので、前倒しで使っているのではないかというふうなお話がございました。

確かにそういった意味合いはあるかと思っております。といいますのは、国では臨時財政対策債を地方交付税と同じものだというふうに説明しておりますし、私どもも同じふうなものだというふうに理解をしております。

ただ、私どもこの臨時財政対策債を借りないと予算編成としましては、なかなかできにくいという点がございまして、借りているというところでございまして。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、企画事務費、計画策定支援業務委託料についてというところで、再度、職員だけでできないのかというご質問でございました。

この生涯活躍のまち形成事業につきましては、非常に特殊性、専門性が高いものでございまして、その辺、どうかご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、マイナンバーカードについて約5,000枚ということで、そのような結果になぜなっているのかというご質問だと思います。

マイナンバーカード、個人番号カードにつきましては、これは強制ではなくて市民一人ひとりが任意でもって申請し、交付するものであります。また、全国的に見ましても、国の見

込みどおりにはいまだ交付が進んでいない状況となっております。その理由といたしましては、現段階では市民においていまだそうした必要性が低いと考えられているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 151ページの生活保護扶助費の医療扶助費について回答いたします。

生活保護の医療費についてどのように指導していくのか、どんな計画があるのかということでございますけれども、ジェネリック医薬品については、これまでも行っておりましたけれども、ジェネリック医薬品の利用要請については、医療機関や、また生活保護者本人にもお話をして、そのような形での利用を促していきたいと考えております。

また、医療費全体の問題につきましては、福祉事務所に提出されます医師の治療方針についての意見書なんですけれども、これについては市のほうでお願いしています嘱託医が確認してもらって、生活保護受給者の方の治療方針、医療方針については適切に行っていただいているというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほどの総合事務組合退職手当負担金の清算金に基づく収入に対して、退職手当として積むべきであろうというようなご指摘ございました。これにつきましては、独立行政法人のほうでは、監査法人とも相談しながら地方独立行政法人会計基準というものに基づきながら処理していますので、市といたしましても、適切な処理がなされているということで考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市長。

○市長（明智忠直） 私のほうに、ごみ処理施設建設の現状と今どういう状況かということでご質問ありました。

東総3市でごみ焼却場を建設するという大事業を進めているところでありますけれども、当初、そういう仕事が始まってから5年くらいにもうなるわけでありまして、その間、いろいろな難問もありましたけれども、どうやら合意をして、今用地買収ということに入っているわけでありまして。

そんな中で、今大きな問題として、先ほど高橋議員からお話がありましたように、負担割合ということで、今非常に合意形成が難しいような状況があるわけでありましてけれども、大きく二つのごみ焼却場についてはやらなければならない部分があります。

それは、施設の老朽化として、匝瑳市も旭市も銚子市も四、五年くらいしかごみ焼却場はもたないということでありまして。是が非でも、ごみ焼却場は市民のごみの処理をするわけでありまして、やらなければならないということが大前提があります。

もう一つは、震災復興特別交付金というのがありまして、32年度いっぱい完了するというのが義務づけられ、恐らく90億円くらいのそういった震災特交といいたいでしょうか、それがあるわけでありまして、それに向けて今、本当に3市で協力してやっていかなければならないという状況であるわけでありまして、その部分を3市の首長、そしてまた東広の議員の皆さん方に理解をしていただきながら進めていきたいと、今鋭意努力をしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、2回目の質問ということで、何で市民の要望に応えられないのか、何を根拠に事業を進めているのかというご質問にお答えしたいと思います。

何で市民の要望にということなんですけれども、市民の要望全てが実現できるわけではございません。要望の中には、人家のない道路とか流末のない排水路とか、あと境界関係が非常に難しいものなどさまざまな要因がございます。そのようなことから、先ほども言いました緊急性とか用途とか地域のバランスを考えた中で事業化ができるよう計画的に整備を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、津波避難施設の用地の購入費について、時価の10倍以上、市の考えに従って鑑定しているのではないかといた質問に対して回答させていただきます。

適正な金額、適正な単価というふうに判断しているところでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、3回目の質問に入ります。

まず、先ほどの臨時財政対策債でございますが、なかなか予算の問題で厳しいということなんですよね。

そんな中で、基準財政需要額ですか、これは人口とか面積の単位費用と、あとは結局、借

金部分、国が面倒見る、これが基準財政需要になるわけですよ。そんな中で、だから先ほど言いましたが、借金したら、それは後の人にツケを回してしまうわけですよ、交付税が少なくなるわけですね。それと同時に、災害があつたり何だりして予算が云々と言いましたが、それなら予算と実際の決算がそんなに違ったことがあるのか。予算に対してそれだけ大きな補正を組んだことがあるのか、そんなこと今までないと思うんですよ。そういう中で、これだけ剰余金を出していくことは、もう予算の立て方自体がおかしいと私は思うんです。

それから、75ページ、企画事務費、計画策定ですか、これは市長の公約の一番の目玉なんですよ、アドバルーンに上げている。それが特殊性があつて云々ということであれば、市長在任中にできるかということなんですよ。絵に描いた餅になってしまうわけですよ。

次に、広域ごみの問題でございますが、負担金の問題で今だいぶ苦労しているという話なんです、これについては市長があそこのトップをやっている中では、いかに合意形成をとるか、これが市長の指導力だと思うんですが、どのように合意形成をとるのか、市長の考えをお示しいただきたいと思います。

それから、ページ227、道路維持補修費でございますが、今課長のほうから必要のない道路とか、また終末排水ですか、そのない部分が、そういうものは云々ということでございますが、ではそれらの区分けは金額的を含めてどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債に関連して2点のご質問があつたことについてお答えを申します。

まず、1点としまして、借金したものが後の人のツケということで回しているのではないかということがございました。結論から言いますと、決してそういうことではございません。借金したものについて返済する分については、きちんと交付税として算入されますので、借金を返すものに対して交付税算入されますので、後年度の人にツケを回しているということではございません。

もう一つ、予算の立て方が芳しくないのではないかということがございました。結果としまして15億円という決算が出たわけでございますが、これも何度も申し上げておりますとおり、予算の時にはなかなか見きわめというのが難しいところがございました。交付税が今減っているというのがどのくらい減るのか、あるいはほかの歳入がどのくらい実際上振れ、下振れするのかというのがなかなか今の状況の中で難しい。あるいは、歳出のほうにつきまし

ても、どの程度になるかというのが難しいという中で、結果としてそうなっておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 生涯活躍のまちの構想について、市長在任中にできるのかというご質問でございました。

これにつきましては、一般質問の中でも何度かお話が出ておりますが、当初から四、五年先かなということでお答えしていたところでございますが、市長の在任中にぜひ農振除外、農地転用と終わらして、その辺までは何とかこぎつけたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 市長。

○市長（明智忠直） 広域ごみ焼却場のことについて、再度質問がありました。

高橋議員が言っているように、本当に3市の広域の中での仕事、進捗をさせるということは、非常に合意形成ということで苦労する部分があるわけでありましてけれども、あくまでも先ほど申し上げましたように、必要な施設でありますし、財源も確たるものが補助があるわけでありまして。そういったことを大前提にして、3市の首長、議員の皆さん方、話し合いをとことんやっていただきながら合意をしていただきたいと、そのように今努力をしているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、先ほど高橋議員のほうで必要のない道路というふうに回答というか、お話しされたと思いますが、私のほうでは必要のない道路ということではなくて、人家のない道路ということで、よろしくをお願いします。

それで、どういう区分けかという質問でございます。事業費等につきましては、要望内容に基づきまして現地調査等を行います。工事に必要な情報を得て行うものでございまして、簡易な現地調査だけでは事業費の算出が難しいということでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番(林 晴道) それでは、議案第3号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計の決算について質問をいたします。

381ページの第1款でありますね、国民健康保険税の不納欠損額について、11億円余りあるんですけども、この不納欠損の具体的な理由と、昨年だとか近年と比較しての状況を伺いたいと思います。

それからもう1点、417ページの1款診療収入についてでございますが、こちらも昨年と比較しまして診療収入と患者の増減を併せてお尋ねをいたします。

○議長(佐久間茂樹) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(渡邊 満) それでは、381ページ、国民健康保険税の不納欠損額についてで、不納欠損の具体的な理由、それと前年との比較ということのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の不納欠損につきましては、市税と同様の処理をしているわけですが、国民健康保険という事業自体、世帯主に課税されているということで、その構成している被保険者というのが自営業等、またリタイアした年金生活者等が対象となっております。その方の世帯主に対して課税されるということで、例えば譲渡所得等が生じた場合、通常の年金では払えない、保険税がかかると、翌年に譲渡所得があれば、それに対する保険税がかかるということで、滞納が生じているということ。

また、例えば家族構成の中で、本人は世帯主は年金、ただ家族が給与所得等があった場合でも、本人に所得がなくても本人に、世帯主に課税されるというようなことが滞納の要因になるということではないかと考えております。

それと、前年との比較でありますけれども、去年と比べまして1,989万2,363円、不納欠損額が増となっております。何年かの比較ですけれども、近年では平成24年に1億5,300万円ほどの不納欠損になっている。25年では1億2,500万円、26年では1億円、27年も約1億円、9,500万円ほどというような状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは平成27年と28年の診療収入及び患者数の比較ということでお答えさせていただきたいと思います。

平成27年度の診療収入につきましては7,378万1,000円、28年度は7,012万6,000円で、5%の減となっております。

また、患者数におきましては、平成27年度が6,458人、平成28年度は6,611人と2.4%患者数では伸びてございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 国民健康保険の改革がありまして、平成30年度からは都道府県が財政の運営主体となり、国保運営を行うこととなりますけれども、他の市町村と比較してこの不納欠損額をどのように考えているのか、担当課の見解を求めます。

次に、診療収入についてでございますが、診療日とその診療時間はどのようになっているのか。この点、利用者に対して周知の不足があるのではないかというふうに思うのですが、診療日数及び診療時間と患者数を担当課としてはどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 他市と比べて不納欠損、どの程度になっているかということであり  
ます。

これは28年度の不納欠損額で、対調定に対する割合ということで、旭市3.6%ということで、順位的には、これは県内37市の状況でありますけれども、その中での15番目というような状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） では、お答えさせていただきます。

診療日についてでございますけれども、診療日につきましては、水曜日と土日、あと祭日等は休診日というふうな形でなっております。

あと、診療日数でございますが、こちらにつきましては年間でちょっとばらつきがあるん

ですが、平成27年度ですと191日、診療日数がございました。平成28年度で申し上げますと189日というふうな状況になってございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 議案第3号、363ページ、国民健康保険税不納欠損額について、先ほど林晴道議員の質問ありましたが、私は私で違う観点からやらせていただきたいと思います。

平成28年度、1億1,400万円ほど不納欠損が出ております。国民健康保険の収支が厳しい中でこれだけ出るということは大変なことでございます。

そんな中で、今行革課ですか、これも税の滞納に取り組んでいるわけでございますが、そんな中でなぜ毎年、こんなに1億円、もしくは1億円以上の不納欠損が出るのか。そして、毎年これだけ出ているということは、ここに収入未済額がありますが、やっていきますとこれがだいたい今度不納欠損額ということになってしまうわけでございます。そんな中で、特別税の徴収に対してはどういうことを考え、また対応しているのか。

それから、これだけ出るということは、かなり時効の引き延ばしですか、つまり1,000円もらってきたら、それを100円ずつ入金をして時効を引き延ばしている、そういうこともあるんじゃないかと思うんですが、それらはどのぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 税の徴収方法ということでございますが、先ほど林議員の時にもお答えしましたとおり、徴収滞納者に対しては、財産調査、的確なる徹底的な調査を行っているということであります。

通常の徴収に関しましては、納め忘れのないような形で口座振替の推進とか、あと今年からなんですけれども、とにかく現年分の収納率、あまりたまと、やはり払うのが大変になるということで、なるべく現年分を滞納ないようにということで、自動電話催告ということで、先月から、8月から実施しております。1日100件程度ではございますけれども、夜に電話かけたりということで、納付相談したいとか、再発行してくれとかというようなことを電話で確認して再発行するなり納付相談していただくなりというような形をとっております。

それと、先ほど時効の引き延ばしというような、少額ずつ取っていくということでございますけれども、確かに差し押さえして少額ずつということもあったかと思われましてけれども、そのようなことであまり少額ずつ取っていても、取れないものは、担税力のない方はいつまでたっても取れないということで、極端な話、現年度分も払うような担税力がないという方に対しては、そういうふうには暗に時効を引き延ばすことはせずに、不納欠損を推し進めるというふうなことで、結果的には不納欠損の額が増えていると。例えば土地を差し押さえしたり、そういうことによって時効は延びますけれども、そういうことの換価価値のないものに対して、そういう無益な差し押さえはやめるというような方針で考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、課税というのは根拠に基づいてやっているわけですね。そんな中で、こういう不納欠損金とかが多く出ますと、それはほかの人に負担がかかってしまうわけですね。ですから、そういう中では担当者は電話でと言いますが、電話くらいではどうしようもないと思うんですよ。

やはりもっと皆さん方は、この税を納めてもらって給料もらっているわけ、報酬もらっているわけですよ。そんな中で、もっと親身になった徴収ですか、やってもらいたいと思えますよ。それで、一般であれば、こんなに不納欠損出したら黒字倒産になってしまうと思うんですよ。その辺を十分認識した中で、これから税の滞納には当たっていただきたいと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 確かに保険税で国民健康保険の事業は行っているわけでございます。

我々としても、公平な面からも滞納をなくす方向で進めているわけなんですけれども、先ほども申しましたように、財産調査の上、担税力のないものは不納欠損をせざるを得ない

ということで、いつまでも引きずることなくというふうな考えで実施しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第6号、平成28年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について質問をいたします。

519ページ、施設維持管理費の備考欄13、委託料についてでございますが、運転業務委託料7,516万8,000円と、汚泥等運搬処理業務委託料1,269万9,698円の具体的な内容と、昨年と比較しての状況をお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 決算書の519ページ、施設維持管理費、13節委託料のうち運転業務委託料及び汚泥等運搬処理業務についてご回答申し上げます。

運転業務委託料につきましては、旭市浄化センター、旭市中央汚水ポンプ場及び旭駅前汚水マンホールポンプ場施設の運転業務委託で、これは適切な水質管理並びに電気機械設備の保守点検を行うことにより、法令等に定める適切な放流水質の確保並びに効率的、経済的な施設運営を行うものです。

業務内容といたしましては、各種機器の運転及び監視記録、機器の点検整備及び調整、ま

た簡易な修理なども委託するものでございます。

次に、汚泥等運搬処理業務委託料についてでございます。

まず、処理業務の目的ですが、公共下水道事業において発生する汚泥を処分する業務で、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関連法令に基づき適正に処分を実施することを目的としております。

業務内容は、公共下水道事業で発生した汚泥を適切に処分するものです。

次に、運搬業務ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物である当浄化センターの汚泥を収集し運搬するには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項における産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。排出場所と処分場が他県にまたがるときは、両県の許可を得ている業者が行う業務となります。本市では栃木県佐野市にございます住友大阪セメント株式会社に汚泥処理を委託しております。

平成27年度との対比でございますが、まず運転業務ですが、平成28年度決算額が7,516万8,000円、平成27年度の決算額が7,560万円、こちらは43万2,000円、約0.6ポイントの減となっております。

次に、汚泥処理の前年度比ですが、28年度決算が1,270万円、平成27年度が1,163万6,000円、こちらにつきましては金額で106万4,000円、ポイントで約9%の増となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本事業でありますけれども、市からの繰出金が非常に多い状況であります。毎年同額程度の支出をしなければならないものであるのか。また、今後改善の方法や減額などができないものであるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 運転業務につきましては、入札をかけておりますので、その年々で落札率の関係なんか若干の増減がございますが、27年度と比べますと今年度は0.6ポイント、だいたいこのような金額で推移するものと考えております。

汚泥の処分量によりましては若干ずつではございますが、水洗化率が向上しておりますので、これに合わせて収集運搬処理の量も徐々に増えていくものと考えております。

今後でございますが、とにかく使用料や何かでまだ維持管理費が賄えないという状況は確かでございますので、これからストックマネジメントや何かを作りまして、なるべく支出を

抑える、水洗化率の向上を図りまして歳入を増額するというようなところに心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、議案第8号の4ページ、当年度未処分利益剰余金について質問いたします。

県内で一番高い水道料金、しかもこの水道は市の独占企業なので利用者はほかへということもできません。28年度末で20億6,200万円ほど剰余金があるわけでございます。また、当年度においても1億5,200万円ですか、剰余金が出ているわけでございますが、これだけ出た理由と、これだけある中でどういう対応を考えているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、まず当年度の未処分利益剰余金についてご説明いたします。

決算書の4ページ、一番下の行にありますように、当年度未処分利益剰余金は20億6,263万7,500円となっております。これは1行上の括弧書きになりますが、こちらのほうに目的充当済未処分利益剰余金と当年度純利益の合計額ということになります。目的充当済未処分利益剰余金につきましては、平成26年度の会計基準の変更により資本金剰余金のほうから未処分利益剰余金へ移行された金額となっております、もうこれは全て既に利用された金額ということになっております。現金としては現在使用できないということになります。

また、当年度の未処分剰余金のうち当年度の純利益、こちらのほうが純利益として1億

9,589万8,835円ございます。これは決算書の6ページにありますように、剰余金の処分計算書において減債積立金及び建設改良積立金のほうに議決後、それぞれ処分し、残額となります18億6,673万8,695円が繰越剰余金として次年度に繰り越しされるようになっております。

先ほどの、ではどのような理由でということになりますが、単純に剰余金として通常発生される今年度の純利益でございますが、こちらのほうは要するに料金収入、それから支出を引いてこのようになっているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 水道料金というのは公共料金なんです。下水道と違って、ほとんどの市民が利用しているわけですよ。それで、他の市町村から比べたら高いということになりますと、幾ら住みよいまち云々かんぬん言ったって、生活費がかかったら住みよいまちにならないと思うんですね。

それで、今バブル後、政府は幾らインフレに持っていこうと思っても、ずっとデフレなんです。そんな中で料金が上がっているのは行政関係しかないと思うんですよ。例えば水道料金上がりました、人間ドック上がりました、それから市民課の印鑑証明上がりました。皆さん方は、世間との比較、全然しないんですよ。世間の経済をもっと把握した中で、やはり民間的な感覚で行政運営やってもらいたいと思うんです。

そういう中で、例えば市長は生涯活躍の場云々かんぬんとやっていますけれども、水道料金高くて生活費が高かったら、果たしてここへ来ますか。ほとんどが年とった定年退職者が主だと思うんですよ。いかに生活費、安い所をやはり希望すると思うんですよ。

そういう中で、この水道料金、これだけ剰余金残すなら、やはりせめてこの近隣の市町村の水道料金にすべきだと思うんですが、どういうふうに市長、思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 水道料金が高額ということは、旭市にとっても大変大きな移住者の問題について、転入者の問題については影響があるのかなと、そのように思います。

18億円、実質的に純利益、剰余金として残っているわけでありますので、これから当然起こるであろう老朽化、耐震化、管の入れ替え、そういった部分も含めながら、よく精査をしながら、少なくとも5年、10年ぐらいのシミュレーションを作りながら、工事費にどのくらいかかるのか、これだけ留保資金があって、水道料金を下げたらどのくらいになるのか、そ

ういったことも含めながら、担当によく調査させていきたいと思ひます。

もう一つ、東総広域水道企業団に受水費を払っているわけでありますけれども、東総広域水道企業団も約33億円くらいの積み立てがあるわけであります。その部分で、せんだってうちのほうの議長から、東総広域水道企業団の議会がありまして、33億円、毎年遊ばせておくんなら受水費を少し下げることができらうというやうなことで申し入れをしまして、そいう部分では少し東総広域水道企業団も真剣になつてそのことについて考えてくれる、そんなやうな状況でありますので、これから幾らか水道料金のほうも皆さん方に還元できるやうな方向でいきたいと、そのやうに思つておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 決算、予算で剰余金が出た、基金積み立てたたくさんしたというのは自慢にならないわけですよ。行政において予算の執行率という言葉があるわけですよ。民間企業ではそういうことはない。行政においては、いかに有効に予算を使い切るか、これが大事だと思ふんです。

そんな中では、住民のために、基金も積み立てしなくてもいい、剰余金出さなくてもいいから、まず住民が住みよいまち、それは要は生活費がかからないまちづくり、そのために市長、水道料金、何が何でも下げてもらいたいと思ひます。そこで一言。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確約するというわけにもいきませんので、水道課の皆さん方によく研究してもらつて、市の状況はこうだ、そしてまた受水費のほう、東総広域水道企業団のほうも近々数字を持ってきてくれるというやうなことになっておりますので、前向きに検討していきたいと、そのやうに思つておりますので、よろしくお願ひします。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について質問をいたします。

9ページにございます地域振興費の説明欄に地域振興基金積立金でございますが、これはなぜこの時期に補正予算で積み立てを行うのか、詳しくお尋ねいたします。

それからもう1点、10ページにございます保育所費の保育士処遇改善事業補助金でございますけれども、1,608万円の具体的な内容と対象となります民間保育所はどのようなものなのかを伺います。

また、現在の民間と公立の総入所者数、これに関してお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、9ページの地域振興基金積立金について、なぜこの時期かということについてお答えを申し上げます。

合併特例債を活用してこの基金を積み立てるものでございますが、合併した当初、平成17年度、18年度、19年度と3年間にわたりまして合併特例債を借り入れて積み立てしたというまず経緯がございます。当時につきましては、実質公債費比率が非常に高い時代がございました。議会の中でも議論がされたところでございまして、18%を上回っていたために起債の許可を得るために県に申請を出したということもございました。その後、今回、平成28年度の決算、その中では8.6%という実質公債費比率まで非常に改善をいたしました。それが1点。

それともう一つ、理由としまして、当初に借り入れた起債が、平成28年度で全て返し終わりました。

それがこの28年度の決算で両方二つのことが表れてまいりましたので、今回、この9月の補正の時期に起債を借りて積み立てをお願いしようとするものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、10ページの保育士処遇改善事業補助金について申し上げます。

まず、この事業補助金の内容といたしましては、保育士の確保定着対策を一層推進し、保育環境の改善を図るために実施するものです。

ご質問の対象施設は、民間保育所5施設、そして民間の認定こども園、そして公設民営により運営されている干潟保育所になります。

この事業費の内訳でございますが、県の補助金と同額の月額2万円を対象保育士に給料に

上乘せして助成した場合の補助金になりますので、対象保育士は134名です。

民間と公立の比較というご質問でございますが、この補助金を実施するに当たりまして調査を行いました。その調査内容によりますと、市内の民間保育施設、こちらの平均年齢は33歳で、平均勤務年数は9年です。そして、各施設の基本給の平均に処遇改善加算分を含めますとおよそ20万円でございます。全く同じ条件での公立保育所の保育士は該当がおりませんでした。同じくらいの職員と比較いたしますと約3万5,000円程度の格差が生じておりました。今回の処遇改善事業では、これを実施することによりまして、その格差は圧縮されますが、そのほかにも県補助事業である保育士配置改善事業の活用により、さらに保育士の処遇改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、地域振興基金の積立金のほうから伺いたいと思うんですが、実質公債費比率が下がってきたと。これもう以前からそのような傾向でずっとお話はあったかに思うんですよ。この件につきましては、僕自身が平成27年度の第4回の定例会において質問した経緯がございます。

実質公債費比率が下がっており、財政に余裕があるという執行部の答弁がその当時多くあった中で、この基金は合併特例債が活用できると。分かりやすく言いますと、30万円の返済で100万円の預貯金が作れると、非常に有利な制度で、限度額までぜひ活用すべきと要望をずっといたしておりました。これこの時期でなくて、もっと速やかに行うべきであったのではないのかなと考えますが、本市の見解を再度求めたいと思います。

それから、保育士処遇改善事業の補助金に移りますけれども、各市町村によって金額を上乘せしている団体もこれ見受けられるわけでございますが、本市ではこのことをどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地域振興基金について、この時期ではなくてもっと早くやるべきではなかったのかというご質問でございます。

林議員からは、平成27年第4回の定例会でご提言をいただきましたこと、ほかから見て記憶しております。ありがたい提言だったなと思っております。

それが実現するのが今回の時期になってしまったこと、ある意味ではおわびを申し上げた

いなと思っておりますが、震災の復興やら合併特例のそのほかの事業もたくさん行っている中で、財政の規模がだいぶ大きく、このところ推移していたという面もございまして、全部が返し終わるまで少し待ったほうがいいかと、そんな面もございました。

比率につきましては下がっていたのです。議員おっしゃるとおり、確かに有利なものというのは事実でございますので、早くやってもよかったんでしょうけれども、少し財政規模のほう大きいのが続いていたという中で、ここまで少しずれてしまったというところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、他の市町村で上乘せしている市町村はあるようだが、旭市についてはどのように考えるかというご質問に対して申し上げます。

まず、このたびなぜこのような補助金を実施することになったかということでございますが、まず今年、千葉県が新たにこのような保育士の処遇改善事業を立ち上げました。それを受けて今回、旭市におきましても今回の議案に提案させていただいた次第でございます。

まず、県が実施する以前においても千葉県の東葛地域におきましては、東京都への流出を防ぐ施策から既に独自で処遇改善等上乘せした事業を実施している自治体もあると聞いております。ただ、今現在正確な数は把握しておりませんが、まず旭市においては今まで待機児童がなかったという現状もある中、今回、県の補助要綱を受けて実施することによりまして、やはり保育士の確保、定着、そしていろいろな面で効果が期待できると考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、保育士の処遇改善事業の補助金の件でございますけれども、今のお話聞きますと、東京都だとかほかの近隣自治体なんかと比べて保育士の確保対策の一助でもあると、そういうような答弁でございました。

そうであるならば、東京都もしくは近隣なんかとの給与がどの程度違いがあるのか。また、この交付により保育士の待遇がどの程度改善されると思うのか、担当課の見解を伺いたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 全国的な賃金のバランスということなんですけれども、正確

な数字は把握してございません。ただ、千葉県が公表している内容で見ますと、平均給料は保育士の平均で見ますと、年齢が32歳、勤続年数が5.8年、平均給料でいいますと22万5,900円というような結果が公表されております。

その中で、今回、民間保育所等の市内の民間保育所の平均を調査した結果で申し上げますと、先ほども答弁させていただきましたように、平均給料と処遇改善を見まして、およそ20万円。県と比較しましても若干低いのかなというような現状でございます。平均年齢につきましては33歳、平均勤続年数は9年というような調査結果でございました。

こちらの事業を実施することで考えられます期待といたしますか、今後の方向なんですけれども、今年6月なんですけれども、千葉県が公表しています千葉県保育士実態調査結果がございます。この公表結果によりますと、県内の保育士登録者は5万3,686名、それに対し現任保育士、実際に保育士として就労している者は1万1,202人という結果が報告されております。このように保育資格がありながら、なかなか現場でその資格を生かしていない方が大勢いらっしゃるという状況が分かりました。

このたびのような保育士の処遇改善がなされることにより、こうした潜在保育士の就労の動機づけも期待できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画の変更に係る認可について質問をいたします。

今回、看護師宿舎建設のために中期計画を変更するとの説明がございました。これ具体的にどのような建設計画で、現在使用している看護宿舎はどのように今後活用するのか、詳しくお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、病院のほうからお答えをさせていただきます。

今回の看護師宿舎の計画につきましては、現在看護師宿舎として使っております30年以上経過しました6棟について、ほぼ同数について新しく建て替えたいというふうに考えております。部屋数としては、おおむね166室程度、これを国際医療福祉大学の成田病院が開設する平成32年までに開業したい、これによって病院の安定した経営を続けていきたいというふうに考えております。

また、現在のこの6棟につきましては、かなり老朽化しておりますので、この承認をいただきました後、基本設計、実施設計等に着手したいと考えておりますので、基本設計、実施設計によってこの敷地内で確保できる駐車場の数等も決まってくると思いますので、その数が確定した段階で跡地を駐車場等の整備も含めまして跡地利用計画を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 独立行政法人化に移行してまだ1年目の決算が終了したばかりと、まだ1期なんですよ。そのような状況で2年目の計画を実施している、そのようなさなかで、なぜ今このような計画を出して実施しなければならないのか。重要な案件の場合は、市の予

算もそうであろうかと思えますけれども、当初予算にその時に行うべきではないのかなと僕は考えております。その点、納得のいく説明のほう求めたい、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 再質問にお答えしたいと思います。

看護師の確保につきましては、全国的に見ましても千葉県は大変厳しい状況となっております。それに加えて、平成32年に国際医療福祉大学成田病院が開院することが明らかになってまいりました。また、本年2月に県内都市部で1,312床の病床が県によって増床が認められたところです。

こうした看護師をめぐる環境が非常に大きく変わってきてまいりました。こうした環境変化に適切に対応するため、看護師確保策の充実をより一層図ることが必要と考えまして、このたび中期計画の変更をお願いしているものでございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 必要性はよく十分理解はできるんですけども、まだ1期で決算をしたばかりであるのと、これ4年の計画でありますので、もう2年もしたら次の計画に織り込めると思うんですよ。ここまで急ぐ必要性がどうしても僕には、今まで説明をいただいても感じ取れない、そのような状況であるんですけども、当然独法化した病院側と何度も担当部署は打ち合わせをしているかというふうに思うんですが、中期計画の変更を今議会に認可の議決を求めてきている、そのような状況を担当部署としてはこの議案自体、どのように感じ取っているのか。やはりまだこれどんなに業績がよくても実績不足、それは紛れもない事実であろうかと思えますので、その辺のところ、担当部局のほうでちょっとお知らせ願いたい、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 看護師宿舎の件でございますが、これについては中期目標の中でも看護師確保に努めるようにということと、中期計画の作成時点でも協議はあったように聞いております。その際も時期が不透明だから建設までの文言を載せていないけれども、近隣の状況等鑑みますと必要性は高いという認識は、当時から中央病院と市との協議の中では話し合われてきたところでございます。

これについては、中央病院との意見交換会というのが定期的に行われておりますが、その

中でも再三説明を受け、市のほうとしても必要だという認識を深めてきたところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終わります。

---

### ◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

---

### ◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、伊藤保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、林晴道議員。

建設経済常任委員会より、宮澤芳雄議員、磯本繁議員、宮内保議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

---

#### ◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(佐久間茂樹) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時20分

○議長(佐久間茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

- 議長（佐久間茂樹） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。  
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。  
委員長に伊藤房代議員、副委員長に宮澤芳雄議員、以上のとおりであります。
- 

◎日程第6 常任委員会議案付託

- 議長（佐久間茂樹） 日程第6、常任委員会議案付託。  
これより各常任委員会に議案を付託いたします。  
議案第9号から議案第14号までの6議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。  
付託いたしました議案は、20日までに審査を終了されますようお願いいたします。
- 

- 議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
これにて本日の会議を閉じます。  
なお、本会議は7日定刻より開会いたします。  
ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時21分